

|  |                                     |    |                |
|--|-------------------------------------|----|----------------|
| 会議名  | (仮称)市民参画条例策定委員会グループ会議 月曜日グループ(要旨)   |    |                |
| 日時   | 平成18年11月6日(月)<br>午後7時~9時            | 場所 | 市役所東館7階 701会議室 |
| 出席者  | 月曜日グループ 8名(岩波、上川、市場、伊藤、大西、園部、福岡、森田) |    |                |
|  | 職員 2名(武林、和田)                        |    |                |
|  |                                     |    |                |
| 内 容  |                                     |    |                |
| <p>1. 市民活動支援課から自治会等の概要についての説明</p> <p>2. 質疑応答</p> <p>私たちが考えていくのは、行政と自治会との関係。自治会が行政とどのような連携をしているかが知りたい場合は、各担当課に聞くしかないのか。</p> <p>市として自治会との関係を統括した窓口がないのでそうなる。</p> <p>連合自治会が無いところもあるのか。</p> <p>地域によってあるところと無いところがある。ただ、連合自治会ではなくても単位自治会で規模が大きなところは連合自治会の代わりにしているところもある。</p> <p>西宮市にはNPOを支援するような中間支援組織はあるのか</p> <p>NPO祭りというようなイベントのための中間支援組織はある。また、来年から市民交流センターを指定管理者制度を導入して外部委託する予定にしている。それにむけてNPOの中で中間支援組織を設立しようとする動きはある。</p> <p>中間支援組織があることが大事になってくると思うがそれについてはどのように考えているか。</p> <p>個々のNPOはそれぞれミッションを持って活動しているのでまとまりはない。ある一定の方向ということを見ると中間支援組織は必要ではないかと考えている。</p> <p>NPO活動で何か被害を受けたというような相談はあるのか。</p> <p>西宮市では特にない。</p> <p>NPOと地縁組織との関係はどうなっているのか。</p> <p>まだまだNPOの認知度が低く、連携が取れている状況ではない。例えば、NPO祭りを開催する場合に、自治会関係にも声を掛けて一緒にやろうとしてもうまくいかない。なかなか話し合いの機会を持つことも現状としては難しいように感じる。</p> <p>自治会等から市民活動支援課にまちづくり等についてこういうことを考えていると相談があった場合は、市民活動支援課が窓口になって交通整理をする機能は持っているのか。</p> <p>個別の相談で来た場合は対応している。また、来年度に市民交流センターで指定管理者制度を導入することを考えているが、その管理をしてもらう団体等に、NPOを含めたボランティア情</p> |                                     |    |                |

報をワンストップで対応できる体制を作ろうと考えている。こういう窓口ができれば、ボランティア活動をしたいという人がいた場合に、市民交流センターに行けば、情報を入手でき、アドバイス等を受けられるようになるだろう。

109団体の活動内容の内訳と言うのはどうなっているか。

多いのは福祉関係と環境関係。(詳しくは市民活動支援課のホームページに掲載)

### 3. 市民参画と協働の仕組みづくりについて

NPO等の市民活動もあるけれども、市民参画協働を進めていくためには、地縁組織である自治会や町内会を基本としていく必要があると考えているので、各自治会等からの要望や意見などをどのように吸い上げていけばいいのか考えないといけない。

市民参画条例で市民という定義をどうするかを考えていく必要もある。市民といっても、個人、事業者、自治会等がある。

行政が窓口を設けて自治会に対していろいろと活動に対して口を出すことは法令違反になるからできない。

自治会も参画と協働を担っていないといけない。また、自治会だけでなく、別の型でも出てこないといけない。この両方を強化していくことが必要。

自治会が行政に対してああして欲しいこうして欲しいというのは市民参画とは言えないと思う。

市民参画とは、自分たちがこうしたいということと言えるようにするものだと思う。

市民参画条例を作るときに、条文なり文言がどのように、これからの市民生活の中に活かされていくかを考えると、何か言うときに自治会が唯一のチャンネルであるとは地域のいろいろな事情もあるので考えないほうがいい。自治会も一つのチャンネルであり、NPOも一つのチャンネルである。新しい市民参画条例が出来ることによって、一方的に行政に要望を言うのではなくて、地域でやらなければならないことはこうであるという認識を持って、様々なチャンネルをつくることが求められる。これがパイプとなって行政が吸い上げられるようになる。また行政はパイプから上がってきた意見についてはしっかりと受け止めて施策に反映させていく。こういう仕組みが必要。ただ、パイプを使えば何でも言える、行政にしてもらえんと言うことではないので、決まりごとは決めないといけない。こういうようなことを条例に盛り込んでいくようにしたい。

市民参画条例の中にNPOを盛り込むか盛り込まないかは議論が必要になる。

市民活動と言えば幅が広いので、まじめにNPO団体として活動しているような団体もあれば、特定の目的を持って活動しているような団体もある。それは活動の中身を見ないと分からないところもあるので、市民参画条例では、市、市民、活動団体等についての決まりごとは必要になってくると思う。

今は、行政と市民とが両側にいるが、双方向に決め事が流れていくようにする。双方向に円滑に流れていくためには、目に見える形でお互いが納得できる約束事を作っておかないといけないというのが市民参画条例を作る上でポイントになる。また、次のステップとして、既存の組織(自治会等)と新しく出てきた組織(NPO等)を市民参画や協働という入り口では排除できない。

それをどのようにしてお互いの目に見えるような形の約束事として、良いものをどんどん吸い上げられるようにしてまちづくりや福祉の問題などに活かしていくかということだと思う。今までは行政は一方的にああだこうだと言っていただけであり、市民も権利意識だけで言っている。これではダメでしょう。お互いが納得の上でそれぞれがやるべきことをやりましょうというようにしていかないといけない。その約束事を作っていないといけない。

#### 4．その他

市民参画条例が出来た後に、市民としても市民参画していけるような力を付けていかないといけない。

市民も提言する以上、責任が出てくる。

#### 5．今後の日程について

(1) 運営委員会・・・11月11日(土)午後6時～8時

(2) 全体会議・・・11月25日(土)、12月16日(土)午後6時30分～9時30分

(3) グループ会議・・・12月4日(月)午後7時～9時